

第四節 包 括 委 任 状

1. 包括委任状の援用による個別の手續における代理権の証明

包括委任状とは、手續をする者がその者の代理人に対し、特許出願等の手續について事件を特定せずに包括的な代理権を授与したことを証明する書面です。オンライン手續において委任状自体を提出することは不可能であることから、この包括委任状をあらかじめ特許庁長官に提出した場合には、代理権を証明する書面の提出を必要とする個別手續において包括委任状を援用することにより、代理権の証明を行うことができます（例施規 6 (1)、特施規 9 の 3 (1)、意施規 19 (1)、商施規 22 (1)、特登施規 13 の 3 (1)、国際出願法施行規則 6 の 4））。

包括委任状は取り下げる（包括委任状取下書の提出）ことができます（例施規 8）。代理人により当該包括委任状を取り下げるときは、包括委任状取下書に添付する委任状に、当該包括委任状番号を特定して「取り下げる旨」を記載します。

また、特定の事件に係る手續について包括委任状の援用を防ぎたい場合には、包括委任状の援用の制限の届出（包括委任状援用制限届の提出）をすることができます（例施規 7、特施規 9 の 3 (2)、意施規 19 (1)、商施規 22 (1)、特登施規 13 の 3 (2)）。

包括委任状取下書を提出したときは、その提出後にその包括委任状の援用をすることができず、包括委任状援用制限届を提出したときは、その後の手續において包括委任状の援用をすることができません。

2. 包括委任状の提出の方法

「包括委任状提出書」に包括委任状を添付し 特許庁長官に提出します（例施規 6 (2)）。

3. 包括委任状への番号の付与及びその番号の通知

包括委任状が提出されたときは、特許庁長官はこれに番号を付し、その番号を包括委任状を提出した者に通知します（例施規 6 (3)）。

4. 援用の表示方法

包括委任状を援用しようとするときは、省令で定める様式の「【提出物件の目録】」の欄（この欄が様式にないときは設けます。）に「【包括委任状番号】」の欄を設けて、そこに通知を受けた包括委任状の番号を記載します（例施規 6 (4)、例施規様式第 9 備考 29 等）。

包括委任状提出書の作成要領は、次のとおりです。

例施規様式第6（第6条関係）

包 括 委 任 状 提 出 書	
（平成 年 月 日）	
特許庁長官	殿
1 提出者	
識別番号	
郵便番号	
住所又は居所	
氏名又は名称	⑩ 又は 識別ラベル
(国 籍)	
2 選任した代理人	
識別番号	
住所又は居所	
氏名又は名称	
3 代理人	
識別番号	
住所又は居所	
氏名又は名称	⑩ 又は 識別ラベル
4 提出物件の目録	
(1) 包括委任状	1 通
(2) (通)

〔備 考〕

- 1 商標登録出願、防護標章登録出願、請求その他商標登録又は防護標章登録に関する手続だけを代理権の内容とする包括委任状（この様式において「商標包括委任状」という。）以外の包括委任状を提出するときは、「識別番号」の欄に識別番号を記載し、商標包括委任状を提出するときは、「識別番号」の欄になるべく識別番号を記載する。
- 2 「氏名又は名称」は、法人にあっては、名称を記載し、その次に「代表者」の欄を設けて、その代表者の氏名を記載し、代表者の印を押す。また、その法人の名称が法人を表す文字を含まないものであるときは、商標包括委任状以外の包括委任状を提出する場合にあっては、「代表者」の欄の次に「法人の法的性質」の欄を設けて、「〇〇法の規定による法人」、外国法人にあっては「〇〇国の法律に基づく法人」のように当該法人の法的性質を記載し、商標包括委任状を提出する場合にあっては、なるべく当該法人の法的性質を記載する。

- 3 「住所又は居所」（「郵便番号」を含む。）は、商標包括委任状以外の包括委任状を提出する場合にあっては、何県、何郡、何村、大字何、字何、何番地、何号のように詳しく記載し、商標包括委任状を提出する場合にあっては、なるべく記載する。ただし、識別番号を記載したときは、「郵便番号」及び「住所又は居所」の欄は設けるには及ばない。
- 4 外国人が、商標包括委任状以外の包括委任状を提出するときは、「(国籍)」の欄に、その外国人の国籍を記載する。ただし、その国籍が、「住所又は居所」の欄に記載した国（第2条第3項の規定によりその記載を省略した場合にあっては、省略した国）と同一であるときは、「(国籍)」の欄は設けるには及ばない。
- 5 外国人が商標包括委任状を提出するときは、「(国籍)」の欄に、なるべくその外国人の国籍を記載する。
- 6 日本に営業所を有する外国法人であって、日本における代表者が手続を行うときは、商標包括委任状以外の包括委任状を提出する場合にあっては、「氏名又は名称」の次に「営業所郵便番号」及び「日本における営業所」の欄を設けて、営業所の郵便番号及び所在地を記載し、その次に「代表者」の欄を設けるものとし、商標包括委任状を提出する場合にあっては、なるべく営業所の郵便番号及び所在地を記載する。
- 7 パリ条約の同盟国、世界貿易機関の加盟国又は商標法条約の締約国の国民とみなされる者（法人に限る。）が、商標包括委任状以外の包括委任状を提出するとき（備考6に該当するものを除く。）は、「氏名又は名称」（名称の原語を記録する場合にあっては、「氏名又は名称原語表記」）の次に「営業所」の欄を設けて、営業所の所在地の国名を記載し、商標包括委任状を提出するとき（備考6に該当するものを除く。）は、なるべく営業所の所在地の国名を記載するものとする。
- 8 「包括委任状」は、なるべく次の文例により作成する。この場合において、第7条の規定により、包括委任状に代理権が及ばない事件に係る手続を記載するときは、「出願をする代理人又は出願と同時に提出する代理人選任届により選任した代理人以外の者は、この包括委任状を援用することができません。」のように、代理権の及ばない事件に係る手続を具体的に記載する。

(文 例)

包 括 委 任 状

平成 年 月 日

私は、識別番号〇〇〇〇〇〇〇〇〇 (弁理士) 〇〇〇〇氏をもって代理人として下記事項を委任します。

記

- 1 すべての特許出願、特許権の存続期間の延長登録の出願、実用新案登録出願、意匠登録出願、商標登録出願及び防護標章登録出願に関する手続並びにこれらの出願に関する出願の放棄及び出願の取下げ
- 1 すべての実用新案登録出願又は意匠登録出願から特許出願への変更
- 1 すべての特許出願又は意匠登録出願から実用新案登録出願への変更
- 1 すべての特許出願又は実用新案登録出願から意匠登録出願への変更
- 1 すべての通常の商標登録出願から団体商標の商標登録出願、地域団体商標の商標登録出願又は防護標章登録出願への変更
- 1 すべての団体商標の商標登録出願から通常の商標登録出願、地域団体商標の商標登録出願又は防護標章登録出願への変更
- 1 すべての地域団体商標の商標登録出願から通常の商標登録出願、団体商標の商標登録出願又は防護標章登録出願への変更
- 1 すべての防護標章登録出願から通常の商標登録出願、団体商標の商標登録出願又は地域団体商標の商標登録出願への変更
- 1 すべての特許出願又は実用新案登録出願に基づく特許法第41条第1項又は実用新案法第8条第1項の規定による優先権の主張及びその取下げ
- 1 すべての実用新案登録に基づく特許法第46条の2第1項の規定による特許出願及び出願の取下げ
- 1 すべての特許権、実用新案権、意匠権及び商標権並びにこれらに関する権利に関する手続並びにこれらの権利の放棄並びにこれらの手続の取下げ
- 1 すべての特許出願に関する出願公開の請求
- 1 すべての特許出願、意匠登録出願、商標登録出願、防護標章登録出願及び書換登録の申請に関する拒絶査定に対する審判の請求及びその取下げ
- 1 すべての他人の特許出願についての出願審査の請求
- 1 すべての他人の特許権、特許権の存続期間の延長登録、実用新案権、意匠権、商標権及び防護標章登録に基づく権利に関する無効審判の請求及びその取下げ
- 1 すべての他人の特許に関する特許異議の申立て及びこれらの取下げ
- 1 すべての他人の商標（防護標章）登録に関する登録異議の申立て及びその取下げ
- 1 すべての他人の商標権に関する商標登録の取り消しの審判の請求及びこれらの取下げ
- 1 上記手続に関する復代理人の選任
- 1 すべての国際出願に関する一切の件

住 所 (居所)

氏 名 (名称)

印

9 その他は、様式第1の備考1から3まで、5、6、9、14及び16から19までと同様とする。

5. 包括委任状援用制限届の作成要領

包括委任状援用制限届の作成要領は、次のとおりです。

a 例施規様式第7（第7条関係）

【書類名】	包括委任状援用制限届
(【提出日】	平成 年 月 日)
【あて先】	特許庁長官 殿
【事件の表示】	
【出願番号】	
【手続をした者】	
【識別番号】	
【住所又は居所】	
【氏名又は名称】	
【届出の内容】	
【援用を制限した代理人】	
【識別番号】	
【住所又は居所】	
【氏名又は名称】	
【代理人】	
【識別番号】	
【住所又は居所】	
【氏名又は名称】	

〔備考〕

- 1 書き方は左横書、1行は40字詰めとし、1ページは50行以内とする。ただし、意匠登録出願又は商標登録出願に係る場合は、1行は36字詰めとし、各行の間隔は少なくとも4mm以上をとり、1ページは29行以内とする。
- 2 文字は、10ポイントから12ポイントまでの大きさで、タイプ印書等により、黒色で、明りようにかつ容易に消すことができないように書く。また、半角文字並びに「【」、「】」、「▲」及び「▼」は用いてはならない（欄名の前後に「【」及び「】」を用いるときを除く。）。
- 3 「【事件の表示】」の欄の「【出願番号】」には、「特願○○○○－○○○○○○」のように出願の番号を記載する。ただし、出願の番号が通知されていないときは、「【出願番号】」を「【出願日】」とし、「平成何年何月何日提出の特許願」のように出願の年月日を記載し、「【出願日】」の次に「【整理番号】」の欄を設けて、当該出願の願書に記載した整理番号を記載する。

国際意匠登録出願についての出願の番号が通知されていないときは、「【出願番号】」を「【出願日】」とし、「平成何年何月何日提出の意匠登録願」のように意匠法第60条の6第1

項に規定する国際登録の日の年月日を記載し、「【出願日】」の次に「【整理番号】」の欄を設けて、「-」のようにハイフンを記載し、「(【手数料の表示])」の欄の次に「【その他】」の欄を設けて、「国際登録番号DM/〇〇〇〇〇〇、意匠番号〇〇〇」のように意匠法第60条の6第1項に規定する国際登録（以下「国際登録」という。）の番号と意匠の番号を記載する。

審判に係属中のものについては、「【事件の表示】」の欄の次に「【審判番号】」の欄を設けて、「不服〇〇〇〇-〇〇〇〇〇〇」のように当該審判の番号を記載し、かつ、「【出願番号】」に出願の番号を記載する。ただし、審判の番号が通知されていないときは「【審判番号】」を「【審判請求日】」とし、審判請求をした年月日を記載する。

- 4 識別番号の通知を受けていない者については、「【識別番号】」の欄は設けるには及ばない。
- 5 「【住所又は居所】」は、何県、何郡、何村、大字何、字何、何番地、何号のように詳しく記載する。国際意匠登録出願に係る国際登録の名義人にあつては、「【住所又は居所】」の次に「【住所又は居所原語表記】」の欄を設けて、意匠法第60条の6第3項に規定する国際登録簿（以下「国際登録簿」という。）に記載された文字と同一の文字を記載する。ただし、識別番号を記載したときは、「【住所又は居所】」及び「【住所又は居所原語表記】」の欄は設けるには及ばない。
- 6 氏名又は名称の読み方が難解であるとき又は読み誤りやすいものであるときは、「【氏名又は名称】」の上に「【フリガナ】」の欄を設けて、片仮名で振り仮名を付ける。
- 7 「【氏名又は名称】」は、自然人にあつては、氏名を記載しその横に印を押す。法人にあつては、名称を記載し、「【氏名又は名称】」の次に「【代表者】」の欄を設けてその代表者の氏名を記載し、その横に代表者の印を押す。国際意匠登録出願に係る国際登録の名義人にあつては、「【氏名又は名称】」の次に「【氏名又は名称原語表記】」の欄を設けて、国際登録簿に記載された文字と同一の文字を記載する（法人にあつては、「【氏名又は名称原語表記】」の次に「【代表者】」の欄を設ける。）。
- 8 識別ラベルをはり付けることにより印を省略するときは、識別ラベルは、「【氏名又は名称】」（法人にあつては「【代表者】」）の横にはるものとする。
- 9 日本に営業所を有する外国法人であつて、日本における代表者が手続を行うときは、「【氏名又は名称】」の次に「【日本における営業所】」の欄を設けて、営業所の所在地を記載し、その次に「【代表者】」の欄を設けるものとする。
- 10 「【手続をした者】」の欄に記載すべき者が2人以上あるときは、次のように欄を繰り返して設けて記載する。

【手続をした者】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【手続をした者】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

- 11 「【援用を制限した代理人】」の欄に記載すべき者が2人以上あるときは、次のように欄を繰り返し設けて記載する。

【援用を制限した代理人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【援用を制限した代理人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

- 12 代理人が弁理士のときは、「【住所又は居所】」の次に「【弁理士】」と記載し、弁護士の場合は、「【弁護士】」と記載する。

- 13 代理人によるときは本人の印及び識別ラベル（本人が法人の場合にあっては、「【代表者】」の欄並びに印及び識別ラベル）は不要とし、代理人によらないときは「【代理人】」の欄は設けるには及ばない。

- 14 「【代理人】」の欄に記載すべき者が2人以上あるときは、次のように欄を繰り返し設けて記載する。

【代理人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【代理人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

- 15 （「【提出日】 平成 年 月 日」）は、なるべく提出する日を記載する。

- 16 とじ方は左とじとし、容易に分離し、とじ直すことができるように例えばホッチキス等を用いてとじる。

- 17 第61条第1項において準用する特許法施行規則第10条の規定により証明書の提出を省略するときは、「【代理人】」の欄の次に「【提出物件の目録】」の欄を設け、その次に「【物件名】」の欄を設けて、当該証明書の書類名を記載し、更にその次に「【援用の表示】」の欄を設けて、同条第1項の規定による場合は援用される当該証明書が提出される手続に係る事件の表示（特許権に係るものにあつては、特許番号、書類名及びその提出日）を、同条第2項の規定による場合は援用される当該証明書が提出された手続に係る事件の表示（特許権に係るものにあつては、特許番号、書類名及び提出日）を記載する。また、2以上の証明書の提

出を省略するときは、次のように欄を繰り返し設けて記載する。

【提出物件の目録】

【物件名】

【援用の表示】

【物件名】

【援用の表示】

18 その他は、様式第1の備考1、2、14、17及び18と同様とする。

6. 包括委任状取下書の様式

包括委任状取下書の作成要領は、次のとおりです。

なお、代理人により当該包括委任状を取り下げるときは、包括委任状取下書に添付する委任状に、当該包括委任状番号を特定して「取り下げる旨」を記載します（例施規5の2(1)）。

例施規様式第8（第8条関係）

包括委任状取下書	
（平成 年 月 日）	
特許庁長官	殿
1 包括委任状番号	
2 提出者	
識別番号	
住所又は居所	
氏名又は名称	⑩ 又は 識別ラベル
3 代理人	
識別番号	
住所又は居所	
氏名又は名称	⑩ 又は 識別ラベル

〔備考〕

様式第1の備考1から3まで、5及び13から19まで並びに様式第2の備考1から3まで及び5と同様とする。